

企業主導型保育事業について

平成29年2月21日

◆企業主導型保育事業の目的と内容

事業主拠出金制度を拡充し、子ども・子育て支援法で「仕事・子育て両立支援事業」に位置づけられ、企業主導型の事業所内保育事業を主軸として、待機児童の解消を図り、仕事と子育ての両立支援を目的とする平成28年4月から始まった国の事業。

(1) 主な内容

- ①多様な就労形態に対応した保育の拡大を支援する仕組み
→延長保育等の実施に係る運営費での加算あり。複数企業での共同設置も可能。
- ②自治体による整備計画とは別で整備可能
→法的な位置づけは「認可外保育施設」。認可外保育施設として、自治体への届出義務があり、立入調査の対象。
- ③利用定員の50%以内で、地域枠を自由に設定
→地域枠の設定は設置者の任意。(従業員枠のみの設定も可能)
- ④運営費や施設設備については、「子ども・子育て支援新制度」の小規模保育事業等の公定価格に準じた支援
→申請及び助成は、国からの事業を受託している「公益財団法人児童育成協会」が実施。

企業主導型保育事業について

(2) 事業の実施者

- ① 子ども・子育て拠出金を負担している事業主 (厚生年金の適用事業所等) が、自ら事業所内保育施設を設置し、企業主導型保育事業を実施する場合
(複数企業での共同設置や他企業との共同利用も可能)
- ② 保育事業実施者 (保育所等を運営している事業者) が設置した認可外保育施設を、子ども・子育て拠出金を負担している事業主 (厚生年金の適用事業所等) が活用する場合
- ③ 既存の事業所内保育施設の空き定員を、設置者以外の子ども・子育て拠出金を負担している事業主 (厚生年金の適用事業所等) が活用する場合

※次に掲げる実施主体や公的助成を受けながら事業を実施している認可外保育施設等は、助成対象外

- ・国、地方公共団体
- ・施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付又は特例地域型保育給付を受けている施設又は事業所
- ・「地域医療介護総合確保基金」、「事業所内保育施設設置・運営等支援助成金」の助成を受けている事業
- ・その他、公的助成を受けて実施している事業
- ・申請前5年間で、保育施設の閉鎖命令や、助成の取消し等を受けていないこと。

(3) 利用対象者

| 従業員枠 | 地域枠 (設定は任意) |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">・事業実施者の従業員の児童・事業実施者と利用枠契約を締結した子ども・子育て拠出金を負担している事業主の従業員の児童 ※いずれも非正規労働者を含む(子ども・子育て支援法での保育認定は不要) | <ul style="list-style-type: none">・従業員枠の対象外の児童(地域の住民等) (子ども・子育て支援法での保育認定を受けた者の児童等) |

保護者のいずれもが就労要件等を満たすことが必要

企業主導型保育事業について

(4) 職員配置基準

保育従事者は、下記の①～④に掲げる区分に応じた合計数に「1」を加えた数以上。

- ①乳児(0歳児):おおむね3人につき1人
- ②満1歳以上満3歳に満たない幼児(1, 2歳児):おおむね6人につき1人
- ③満3歳以上満4歳に満たない児童(3歳児):おおむね20人につき1人
- ④満4歳以上の児童(4歳児以上):おおむね30人につき1人

※開所時間中は、最低2名配置が必要。

※保育従事者の半数以上は、保育士資格を有していること。

※保育士資格以外の保育従事者は、子育て支援員または同研修を受講する必要あり。

※保育の質向上のため、保育士の割合が高く(75%、100%)なるほど、保育単価が高くなる仕組み。

(5) 設備基準

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に定める基準」第43条(利用定員19人以下の場合は、同基準第48条により準用する同基準第28条)及び「認可外保育施設指導監督基準」を遵守。

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」(新制度での事業所内保育事業の基準)

| 定員規模 | | 利用定員20人以上 | 利用定員19人以下 |
|-------|-------|---|--|
| 設備・面積 | 保育室等 | ・0, 1歳児 乳児室: 1.65㎡/人 ほふく室: 3.3㎡/人 ・2歳児以上 保育室又は遊戯室: 1.98㎡/人 | ・0, 1歳児 乳児室又はほふく室: 3.3㎡/人 ・2歳児以上 1.98㎡/人 |
| | 屋外遊戯室 | 2歳児以上 3.3㎡/人 | 2歳児以上 3.3㎡/人 |
| 処遇等 | 給食 | 自園調理(連携施設等からの搬入可) | 自園調理(連携施設等からの搬入可) |

企業主導型保育事業について

(6) 助成額等

- ・**運営費**については、新制度の**小規模保育事業等の公定価格と同水準**。
- ・**整備費**については、**認可保育所の施設整備と同水準**。(整備に必要な3/4相当)
- ・利用者負担額(**保育料**)の設定は、**新制度での利用者負担額の水準を必要以上に超えない範囲で実施者が設定**。(上乘せ徴収、実費徴収も可)

～参考：市内の事業実施及び内示事業者～(平成29年2月8日現在)

| 施設名 | 所在地 | 利用定員 | 設置者 | 運営開始日 (予定含む) | 地域枠の有無 |
|--------------------------------|---------|------|---------------|-----------------|--------|
| 松山ベテル病院保育園 | 祝谷6丁目 | 16人 | 医療法人 聖愛会 | 2016年4月11日 | 無 |
| 三福5star インターナショナル 和泉北保育園 | 和泉北2丁目 | 12人 | 株式会社三福総合不動産 | 2016年11月1日 | 有 |
| エルパティオ保育園 | 北土居3丁目 | 30人 | 株式会社 エルパティオ | 2017年1月1日 | 有 |
| めぐみ保育園 | 古三津4丁目 | 14人 | 医療法人仁勇会 | 2017年2月1日 | 無 |
| 未定 | 三番町5丁目 | 40人 | 株式会社伊予銀行 | 2017年4月1日 | 有 |
| ジャックと豆の木園 朝生田保育園 | 朝生田町5丁目 | 19人 | 株式会社ジャックと豆の木園 | 2017年3月1日 | 有 |

企業主導型保育事業について

| 施設名 | 所在地 | 利用定員 | 設置者 | 運営開始日 (予定含む) | 地域枠の有無 |
|-------------------|--------|------|-------------|-----------------|--------|
| 君子園 | 中野町 | 20人 | 社会福祉法人宗友福祉会 | 2016年4月1日 | 有 |
| 松山リエール保育園 (仮称) | 大手町2丁目 | 47人 | 一般財団法人永頼会 | 2017年11月1日 | 有 |

※公益財団法人児童育成協会

「平成28年度企業主導型保育事業助成決定一覧(12回目まで)」より(平成29年2月13日付)